

議案第137号 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の
制定について

それでは、議案第137号大津市附属機関設置条例の一部を改正する
条例の制定について、ご説明いたします。

2ページ目をお願いいたします。条例の改正理由及び選定委員会の
概要についてご説明いたします。条例の改正理由につきましては、今
般11月補正予算にて予算を計上しております新庁舎整備の基本設計及
び実施設計業務の事業者を選定するに当たっての附属機関である「大
津市新庁舎整備基本設計・実施設計事業者選定委員会」の設置に伴い
改正を行うものです。

次に、選定委員会の概要についてであります、設置目的につきま
しては、公募提案方式により市役所の庁舎の整備に係る基本設計及び
実施設計を行う事業者を選定するために必要な事項の審査等をすること、委員定数は9人以内、委員構成につきましては、学識経験を有す
る者及び市職員としております。なお、学識経験を有する者につきま
しては、大津市庁舎整備基本構想策定懇話会及び大津市庁舎整備基本
計画策定懇話会にて委員を務められた者の中から今回の事業者選定に
必要な分野の専門家への委嘱を予定しており、選定委員会の開催回数

につきましては3回程度を予定しております。

3ページ目をお願いいたします。基本設計・実施設計事業者選定に係るスケジュール案につきましてご説明いたします。

今般の11月市議会通常会議にて議決をいただいた後、年内に委員の委嘱を行い、1月中旬に募集要領等の審査を行う第1回選定委員会の開催を予定しております。

その後、1月下旬より公募を開始し、2月上旬に参加希望事業者向けの説明会の開催、2月中旬からの募集要領等の質問受付及び回答の期間を経て、3月上旬頃を期限に参加の意思のある事業者に対し参加申請書の提出、そして参加資格を有する事業者には、4月上旬頃を期限に企画提案書の提出を求め、4月中旬に一次審査として書面審査を行う第2回選定委員会、4月下旬に二次審査のプレゼンテーションを行う第3回選定委員会の開催を予定しております。

その後、選定委員会からの答申を受け、5月中旬にかけて優先事業者を決定、結果通知の上、6月上旬頃に契約締結を予定しております。なお、基本設計は令和8年度、実施設計は令和9年度から10年度にかけての実施を予定しております。

4ページ目をお願いいたします。今回の条例の改正案につきましては、当ページの記載の事項について、大津市附属機関設置条例の別表

市長の部大津市入札監視委員会の項の次に次のように加えるものであります。内容につきましては、2ページ目と同じですので省略いたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。